

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人 静岡市まちづくり公社
- 3 指 定 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

公の施設の休廃止や経営形態の変更が予定または検討されており、現在の指定管理者を継続して指定する場合

【該当理由】

清水ナショナルトレーニングセンターは、PFI方式も含めた運営方法の見直しを行っている。

現指定管理者である静岡スポーツスクエア共同事業体では、各施設の担当構成員を『静岡スポーツスクエア共同事業体協定書』で定めており、実質的な清水ナショナルトレーニングセンターの管理運営は静岡市まちづくり公社が担っているため非公募の対象となる団体として、静岡市まちづくり公社を指定する。

イ 募 集 期 間 令和7年10月29日～令和7年11月28日

ウ 募集対象団体 公益財団法人 静岡市まちづくり公社

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和7年12月12日

(イ) プレゼンテーション 令和7年12月12日

イ 審査委員会

委員長 能口 富 (スポーツ振興課長)

委 員 木宮 敬信 (静岡市スポーツ推進審議会会長)

- 〃 大石 孝夫（静岡市清水区スポーツ推進委員会委員長）
- 〃 池田 佳隆（スポーツ振興課 施設担当課長）
- 〃 松浦 康弘（観光政策課長）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 公益財団法人 静岡市まちづくり公社
- (イ) 点 数 80.6点／100点満点（市が設定した最低基準点70点）
- (ウ) 指定管理料提示額 206,636千円

イ 総 評（選定の理由等）

- ・積極的な教室実施やユニバーサルスポーツの聖地化に対する市の方針を理解した事業計画となっている。
- ・当該施設の指定管理者としての実績が十分あり、総合評価においても91.8点と高い評価を得ている。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総合政策局長

委 員 総合政策局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、こども未来局次長、経済局次長、
経済局農政部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和8年3月19日

(6) 指 定 令和8年3月19日

(7) 公 告 令和8年3月24日

指定管理申請者審査表

施設の名称 清水ナショナルトレーニングセンター

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ① × ②
1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 【25点】	① 施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	② 施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。	× 1		
	③ 市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	④ 住民の利用について公平性が確保されているか。	× 1		
	【所見欄】			
2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【40点】	① 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	② 市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	③ 市民サービス向上のための適切な方策が示されているか。	× 1		
	④ 事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか。	× 1		
	⑤ 指定事業として実施するスポーツ教室の運営にあたり、市スポーツ推進計画の施策の柱「ライフスタイルに応じたスポーツの推進」の内容を十分に理解し、事業計画が積極的かつ具体的・現実的で創意工夫がみられるか。	× 2		
	⑥ 市スポーツ推進計画における各施策の柱の内容を十分に理解し、施設の特性を活かした自主事業が、事業計画に盛り込まれているか。	× 1		
	⑦ 市の『ユニバーサルスポーツの聖地化』事業の内容を十分に理解し、パラスポーツなどの共生社会の実現につながる事業が事業計画に盛り込まれているか。	× 1		
【所見欄】				

3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。【25点】	① 施設の管理運営実績は十分か。(※)	× 1		
	② 必要な人員が確保されているか。 また、施設管理に必要な資格、免許等を有した人員は充足しているか。	× 1		
	③ 第三者に業務委託する場合、業者選定手続及び業務の指導、監督体制は適切か。	× 1		
	④ 事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	⑤ 個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	× 1		
	【所見欄】			
4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【10点】	① 財務諸表等の状況 ・損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか。 ・貸借対照表において債務超過となっていないか。 ・流動比率は適正か。	× 1		
	② 指定管理業務を行っていくために必要な経営資源を具体的に認識しており、指定期間中にそれらを確保する方策を講じているか。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

※当該施設又は類似施設の実績。評価対象とする類似施設の範囲は、市所管のスポーツ・レクリエーション施設及び他都市の公営スポーツ施設とします。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】